

# 生徒会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は愛知県立豊川工科高等学校生徒会と称す。

## 第2章 目的

第2条 本会は学校当局及びPTAと協力して愛知県立豊川工科高等学校の発展をはかり併せて、生徒の自治精神を涵養することを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 本会員は全生徒とする。

## 第4章 議会

第4条 本会は前記の目的を達成するために必要な権限が与えられる。生徒会活動のあらゆる業務報告決議修正は、これら議会によって学校全体に伝達される。

第5条 各H・Rはその代表として、室長・副室長を選出し、議員も兼ねる。

第6条 議会は毎月の定例会を開き必要に応じて臨時議会を開催する。

第7条 議会は議員総数の2/3以上の出席の下に於てのみ開き得る。議員定数に満たない時は直ちに流会を宣言する。議事は出席議員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第8条 議員の任期は前期、後期の2期に分け、前期は4月より9月まで、後期は10月より3月までとする。

第9条 本議会はその議事を通常公開する。ただし、議長がその必要を認めた時は公開を一時停止する事ができる。

## 第5章 役員

第10条 本会役員は会長及び2名の副会長、会計、書記よりなる。その任期は前期、後期に分け、前期は4月より9月まで、後期は10月より翌年3月までとする。

第11条 本会役員は別に定める生徒会役員選出規定により選出される。

第12条 会長は本会の運営をまとめ本会を代表する。会長は議長及び副議長を代議員の互選によって選出する。議長は議事運営に当り一切の権限を有する。

第13条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する。

第14条 書記は本会に関する記録、言書、公文書等を管理する。

第15条 会計は会計顧問と協力して本会々計事務に当る。

第16条 役員は議員に於て投票権を持たない。

第17条 役員は答弁以外の発言は議長の承認があれば可能である。

第18条 会長並びに会計は学期末議会に於て報告を行い又その報告を適当な方法により全校に発表する。

第19条 役員が議員で不倉任された場合は全会員に問うてその進退を決定する。役員が辞任の意志あるときは議会にはかり之を決定する。

第20条 選挙管理委員会は各H・RよりH・R委員及び役員立候補者を除いて2名ずつ選出され、4月15日までに構成されなければならない。その任期はその年度内とする。

## 第6章 委員会

第21条 本会に文化委員会、体育委員会、保健委員会、美化委員会、図書委員会、交通指導委員会を置く。

第22条 上記委員会は各H・Rより選出されたる委員によりこれを構成する。その任期は生徒会役員の任期と同じとする。ただし文化委員、保健委員は年度内とする。

第23条 各H・Rは文化委員2名、体育委員1名、保健委員2名、美化委員2名、図書委員2名、交通指導委員2名を選出する。

第24条 各委員会は委員長1名を置く。委員長は各委員の中より互選により決定する。

第25条 文化委員会は学校及び生徒により企画せられたる文化的行事に参加協力する。

第26条 体育委員会は学校及び生徒会により企画される体育的行事に参加協力する。

第27条 保健委員会は学校及び生徒会で計画された学校保健環境衛生等の行事について生徒会の協力を得て保健行事を行う。

第28条 美化委員会は学校及び生徒会により企画された校内美化を推進する。

第29条 委員長は必要に応じ委員会を召集し、行事計画の立案、検討を行い、これを生徒、議会、職員会議に提出する。

第30条 委員長は生徒会企画行事に対して執行部と一体となって積極的に活動する。

## 第7章 総会

第31条 総会は全会員の1/3以上の要求ある時または必要に応じて会長は之を召集する。

## 第8章 部及び同好会組織

第32条 本会は会員の各種目同好者のため部及び同好会を組織する。部は大別すると文化、運動両部門になる。文化部門は写真、無線、英語、科学、情報処理、機械、メカトロ研究、ボランティア、吹奏楽よりなる。運動部門は野球、卓球、庭球、バレーボール、陸上競技、バスケットボール、剣道、柔道、サッカー、ハンドボール、弓道、水泳よりなる。同好会は美術、パワーエレクトロニクス、囲碁・将棋よりなる。

第33条 各部部長、副部長、会計及び顧問がおかれる。

第34条 各部は各種目同好者の自主的活動によって運営される。

第35条 部の設置・廃止は議会及び校長の承認があれば許可される。

## 第9章 連絡会

第36条 副会長は連絡会の長として各部キャプテン会を適宜開き、本会活動と部活動の調整をはかる。

## 第10章 財政

第37条 本会の資金は生徒会費をもって之に充てる。

第38条 本会及び部の予算は会計が主体となって、執行部が之をまとめ部長及び顧問教官出席の下に予算会議で予算を決定し議会を2/3以上の多数により通過し、校長並びに職員会で承認されれば成立する。

第39条 執行委員は每学期末会計検査を行う。

## 第11章 生徒会顧問

第40条 生徒会顧問は議会及び執行部会に出席し勧告助言をする事が出来る。別に各部には夫々顧問をおき、部活動の指導相談に預かるものとする。

## 第12章 最高決定権

第41条 生徒会の活動に関しては如何なる問題に対しても校長は最高決定権を保有する。

## 第13章 修正

第42条 本会則及び生徒会役員選出規定に対して修正の必要を認めた場合は修正案を書式にして執行委員会へ提出する。

第43条 本会則及び生徒会役員選出規定の修正は議会の出席議員の2/3以上の多数決により可決され、全会員の3/4以上によって承認され更に校長の承認を得て成立する。

## 第14章 附則

第44条 本会則は議会の過半数により承認され、次に特別投票により全校生徒の3/4以上の多数決により承認され、最後に校長の承認を得て直ちに施行される。

## 第15章 弔慰規定

第45条 慰規定に基づき会員・その一親等の親族の死亡については、それぞれ香築を贈ることにする。香質の金額については、年度当初の予算編成で執行部会で決めて報告する。その他必要のある場合には、執行部会にて協議して定める。事後の議会で必ず報告し、了承を得なければならない。

# 生徒会役員選出規定

## 第1章 総則

第1条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。

第2条 選挙において全会員の過半数の有効投票がなければ、その選挙は無効とする。選挙の場合もこれに準ずる。

第3条 選挙期日は前期役員は4月中もしくは前年度末まで、後期役員は9月中とする。

## 第2章 選挙管理

第4条 選挙管理委員長は選挙管理委員中の最高学年より互選により決定する。

第5条 選挙管理委員長は選挙管理において一切の権限を有する。

第6条 投票管理は選挙管理委員会が行う。

第7条 投票所・投票方法及び投票期日は選挙管理委員会がこれを決定する。

第8条 立候補届出用紙の作成及び投票用紙の作成配布は選挙管理委員会がこれを行う。

## 第3章 立候補

第9条 役員に立候補するものは会員20名以上の推薦者を必要とする。後期役員に3年生は立候補できない。

第10条 役員立候補者は2種及びそれ以上の役員に立候補できない。

第11条 役員立候補者は選挙管理委員会の定める期間内に立候補責任者連署をもって同委員会に立候補届を提出する。尚この場合第9条に定める推薦署名文書を添えるものとする。届出の形式については同委員会でこれを定める。

第12条 立候補届が提出された場合、選挙管理委員会は資格審査の上立候補を承認する。

第13条 選挙管理委員長は立候補のあった場合、選挙管理委員会の定める届出期間終了後ただちに全会員に発表しなければならない。

## 第4章 選挙

第14条 選挙は直接投票による。

第15条 代理投票及びくり上げ投票は一切認めない。

## 第5章 無効投票

第16条 下記の場合は無効投票とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いなかった場合。
- (2) 規定以外のことを記した場合。
- (3) 記入事項の判読できない場合。

## 第6章 開票

第17条 開票は投票終了後教職員立合いの上選挙管理委員会がこれを行う。

第18条 票の結果は全会員に発表しなければならない。

## 第7章 選

第19条の役員立候補は同一立候補者の中で最多数を得れば当選となる。

第20条 同一役員立候補者の得票数が同数の場合は決選投票によりこれを決定する。

第21条 役員立候補者が定員と同数の場合は任投票を行い過半数の信任を得なければならない。過半数に達しない場合は再選挙または附則第1条を適用し室長の選挙によりこれを決定する。

## 第8章 選挙運動

第22条 選挙運動方法は選挙管理委員会がこれを指定する。

第23条 各立候補者・立候補責任者は選挙管理委員会の指定した期間内の選挙運動を行うことができる。

第24条 選挙管理委員会は第22条・第23条に違反行為が認められた場合、選挙管理委員長は、該当立候補者の承認を取消す。

第25条 選挙管理委員会は立会演説を行う日・時・場所・方法を決定し全会員に発表しなければならない。

## 附則

第1条 立候補者がない場合、各H・Rは1名以上の立候補者を提出する。

第2条 本規定は昭和42年4月1日より効力を有するものとする。

## ※同好会設立についての手続き並びにその承認に関する内規

1 同好会設立についてはその承認を得んとする場合は「目的、内容、運営方法、経営の内容、活動計画、校内施設、設備の利用に対する希望、指導者氏名、(校外より求める場合はその略歴を附記する)参加希望者氏名(学年、組をつける)」を明記し、生徒会顧問に提出する。

2 右の承認を求める書類が提出された場合は、部顧問会においてこれを検討し、承認することを適当と認めたものについては、更に生徒議会、職員会議にはかり可決された場合これを認める。

3 部顧問会、及び職員会議における承認の基礎条件を下記に置くものとする。

- ① その目的、活動内容が高校生にふさわしいこと。
- ② 学生としての教養を高め、その資質の向上に役立つものであること。
- ③ 健康の保持増進に役立つもの。
- ④ 危険を伴わないこと。
- ⑤ 他の生徒並びに既存の部、同好会に迷惑を及ぼさないこと。
- ⑥ 参加希望者が10名以上であること。
- ⑦ 永続性の認められるもの。
- ⑧ 適当な指導者または監督者のあること

## ※部新設についての手続き並びにその承認に関する内規

1 同好会として認められていたグループが新しく部としての承認を得たい時はグループの代表者は、その同好会指導者の承認を得て、生徒議会にその議を提案し、審議を求めるものとする。

2 生徒議会でこれが可決された場合にはその同好会は生徒会顧問を通じて校長の承認を求めるものとする。

3 承認申請の行われた場合には、部顧問会において、これが適否を検討し、承認することを適当と認めたものについては職員会にはかり決定する。

4 部顧問会及び職員会における承認の基礎条件を下記におくものとする。

- ① 同好会として2年以上の実績があるもの。
- ② 過去の実績が優秀で部として認めるに足るもの。
- ③ 原則として現在の会員が10名以上であること。
- ④ 以下同好会設立の場合に準ずるものとする。

## ※既存部・同好会廃止に関する内規

既存の部が下記項目のいずれかに該当すると認められる場合は、生徒議会、部顧問会及び職員会の議を経てこれを廃止する。

- ① その存置が学校や実状からみて不相当と認められるに至った場合。
- ② 校長がその存置を不相当と認めた場合。
- ③ 活動や実状が高校生のそれにふさわしくないと認められる場合。
- ④ 本校の体面を汚すおそれありと認められる場合。
- ⑤ 活動内容に危険を伴うおそれありと認められる場合。
- ⑥ 引続いて2年登録者が10名以下であった場合、もしくはその活動がはなはだ低調であった場合。